

## 社 会 福 祉 審 議 会 会 議 録

日 時：令和2年10月1日（木） 13：30～15：10

場 所：市庁舎西館7階 第1委員会室

委員数：26人／31人

### 1. 開会

### 2. 豊橋市社会福祉審議会について

### 3. 議題等

#### (1) 第4期地域福祉計画の素案について（資料）

会 長：本日の議題は、「第4期地域福祉計画の策定について」です。より実効性のある計画を策定するため、広く皆様からの意見を伺うものであります。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局より資料について説明）

会 長：ただいま事務局から説明がありました内容につきましてご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

委 員：基本方針（1）について、自殺対策の取組みについての記載があります。自殺予防も大切だと思いますが、自殺未遂経験者へのフォローについて記載がありません。その点どのようにお考えですか。また、ピアサポートについてのお考えはいかがでしょうか。

事務局：地域福祉計画は健康・福祉・子どもの分野の横断的な計画として策定させていただいています。豊橋市には他の計画もありますので、それぞれの部署とも連携を取って様々な施策を進めていきたいと考えております。

委 員：障害者の状況において手帳の所持者数だけではなく、障害福祉サービスを利用されている方の推移・状況についても記載された方がいいのではないのでしょうか、手帳を持たれている方の支援が必要なわけではなく、より大切なのは支援を受けている方だろうと思います。

また、第3期計画の総括における数値目標について、目標値の見方がわかりにくいように感じました。

事務局：記載について検討させていただきます。

委員：地域の支え合いのまちづくりに関しては2期、3期計画が華々しく、市の職員のみなさまのご尽力で拡大しており感謝しています。職員の熱意によって地域福祉が根付いてきたことに感謝したいと思います。私は地域の子育て支援を通してこうした会に参加させていただく機会があり、その視点から少しお話しさせていただきます。

アンケートの結果の回収率を見ると、自治会の回答率が高いが、福祉関係事業所の回答率が低くなっています。各事業所も地域福祉計画に関心をもっていただきたいと思いますのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

事務局：未回答の事業所について統計をとっておらず不明です。推測の域を出ませんが、こちらから郵送で依頼をしたところ、福祉事業所は多忙により回答いただくことが出来なかったものと考えています。

委員：市民の回答は高いと感じています。さらに、事業所と役所の関係が密であることで市民も安心して地域福祉を受けることができると思うので役所のみなさまの頑張りに期待します。

委員：「人権の尊重と権利擁護体制の充実」を取組みの方向として振り返っていますが、地域福祉計画は「こどもから高齢者まで全ての人」を対象としているため、子どもの人権・権利についても目を向けていただきたいと思います。また、外国人への取組みが記載されていないように見受けられるが、その辺りはどうお考えでしょうか。

事務局：子ども権利擁護については、「子どもの権利条約」に関する記載を追加します。また、外国人への記載については、包括的な相談支援体制の構築という取組みの中に、「日本語が十分に理解できない外国人市民の広く生活全般にわたる相談を受け止め、多言語での相談の実施や行政情報の提供を行います」という部分に外国の方への支援について記載をさせていただいております。

委員：子どもの権利条約の記載に踏みとどまらず、東三河全域を対象にした子どもの権利条例の制定を考える時期になっているのではと考えます。外国人への記載については、ありがとうございます。

委員：「育なび」のアクセス数の増加について、利用者の評判が良く、ご尽力いただいていることの効果が表れてきていると実感しております。アクセス数が目標値を既に上回っているが、目標値の根拠について伺いたい。

事務局：目標値は、平成27・28年の件数の2倍の数値をベースに設定させていただいております。

委員：目標値に対する評価というのは、あくまで行政側からの評価ですが、市民からの評価というのは、もっと厳しい部分もあると考えます。職員は地域に出て市民の要望を聞き入れ、計画に反映させていただきたいと思います。

委員：中核市である豊橋市の地域福祉計画は、東三河地域に大きな影響を与える計画である、という意味でこの地域にとってモデルになるような計画の策定が求められます。

一つ目は、アンケート等で収集するデータについてですが、社会的孤立をどう防ぐかという視点をもってデータから課題を抽出すると計画の中により具体的に反映できるのではないかと考えます。

二つ目は、基本理念です。基本理念の中の表現に「地域共生社会の考え方を踏まえ（中略）地域社会の実現を目指す」という文言がありますが、一人一人を取り残さない社会を作るという意味で「共生社会の実現を目指す」という文言を使うべきであると思います。

三つ目は、基本目標の表記の順番についてです。新型コロナの蔓延や自然災害の発生状況など今の社会情勢を考えると、②の「安心・安全に暮らせる地域づくり」が一番にくるべきではないか思います。そのうえで、③の「分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり」、①の「支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり」は内容的にぼんやりしているため三番目におくのがいいかと思います。市民一人ひとりの安全な暮らしを地域福祉計画で実現していくという意図を表現するためにも、以上の部分の重点化が必要だと思えます。

四つ目として、包括的な相談支援体制は重要です。社会福祉法の中にも「断らない相談支援」が定められていて、これを実行していかなければなりません。断らない相談支援には、制度の狭間とか 8050 問題を防止するという意図が含まれているので、これをどのように構築していくかという基本姿勢を示しておいたほうがいいかと思えます。

五つ目としまして、サロン活動や地域の住民活動の拠点を作っていかなければならないと考えています。認知症カフェやこども食堂、健康サロンなどの活動を地域の中で沢山作っていくことが重要です。これらの活動が基本目標の市民意識の醸成や地域の担い手づくりに繋がっていくことになります。

六つ目としまして、AIやICTなどのデジタル対応も必要であると考えています。総合相談窓口の相談件数とか困窮者の自立支援事業などは、今後も需要の増加が予想されます。相談件数等は増えますが、対応できる専門職は簡単には増えないので人手不足になってしまいます。専門職同士の連携、いわゆる異職種連携を実現するためにもデジタル化を推進していくことは重要だと思えます。

最後に、「SDGs」は地域経済を活性化しながら、社会問題を解決していくものです。クラウドファンディングなどで地域福祉の新たな財源を確保し、住民の地域福祉活動拠

点に活動プログラムを取り入れていくことで、地域の商店街の活性化や新たな雇用の創出に繋がる。このような活動を行政や社協が中心となって進めてほしいと考えています。

以上のような事を加味して、具体的な施策の中に組み込んでいけば、よりよい計画になるのではないかと思います。

会 長：第4期の計画というのは、AIやICT、with コロナ時代の計画となるわけですが、そういうことに対する考察というのはどのように計画に盛り込まれますか。

事務局：具体的な考察というのは記述がありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉支援を必要とする方が増加することが見込まれるため、それぞれのニーズに対応できる体制の構築が必要と考えています。

委 員：書くスペースがなくて記載できてないのかもしれないが、漠然と書いている記載が多くみられるため（例えば、質の向上を図っていきますとあるが、どのような取組みをもって質を高めていくのかがわからない）、市民が見たときに、具体的な方法論が見えてこない。若干でもいいから、方向性がわかるともっといい計画になるのではないかと思います。

会 長：社協は地域福祉活動計画というのを策定しているが、今までのご指摘を受けてどのように反映させていこうと考えていますか。

委 員：地域福祉活動計画は社協の担当分野を具体的にしたものと考えています。地域福祉活動計画は、障害者福祉基本計画や子ども・子育て応援プランと同じような位置付けになる実施計画です。地域福祉計画は、理念計画になりがちなのは承知しているので、活動計画でより具体的なものにしていきたいと思います。

委 員：質問させていただきます。手話通訳者として派遣できる人が減少しているという現状があるが、通訳者を増やすためにはどうしたらよいと考えているか。

事務局：障害福祉課でコミュニケーションの推進に係る様々な取組みを実施しているところです。手話通訳が基本になりますが、スピーチキャンパスを始めとする様々なコミュニケーションツールを活用した取組みを進めてまいりたいと考えております。

委 員：障害者と同じように外国人にも同様にコミュニケーションに対する壁があると思います。障害者のコミュニケーション利用手段の促進に関する条例というのがありますが、例えば小中学校に行っても手話がわからないというのが現状であります。この計画の中に、手話を普及するというような項目も記載してほしいと思います。

事務局：福祉ボランティアの養成講座の中で、手話講習会を開催し人材の育成やボランティアグループの支援を行う、担い手育成支援を計画させていただいております。

委員：今回の計画の中では、コロナ禍の動向を注視する必要があります。本計画はあくまでも案であるので、コロナの動向によっては計画の変更もあるという認識を市も委員も持つ必要がある。

委員：計画中の数値達成度合いが行政の施策の良し悪しを測る評価になる時代ではなくなっていると考えるので、市民活動の内容や施策の中身に踏み込んで記載されたほうがいいのではないかと。

委員：第3期地域福祉計画と同じように、第4期も地域福祉の考え方のイメージ図があったほうが市民にはわかりやすのではないかと思います。また、基本目標について、第3期では4つだったのが第4期では3つになっている、その辺りの考えを伺いたい。

また、アンケート結果の中に、「どこに相談したらいいかわからない」という意見が多いですが、その対策として多機関の協働が挙げられています。相談支援包括化支援員の配置やワンストップ窓口の設置などの取組みを具体的に盛り込むといいのではないかと思います。

事務局：イメージ図については庁内で検討を重ねる中で削除しましたが、今の意見を踏まえて再度検討したいと思います。また、基本目標が前回計画から減ったことについては、市民意識の醸成とNPO・ボランティア活動の推進を分けて基本目標としていましたが、この両者は一体となって推し進めていくべきもので、その方が効果的と考えているため、第4期では1つにしております。

多機関の協働に関して、まさに今、包括的相談支援体制の整備を進めているところで具体的記載というのは難しいため、項目立てして記載しております。

会長：事務局は、本日のご意見を踏まえて、計画に反映していただければと思います。それでは、本日の議題に対する審議は以上で終了にしたいと思います。本日は長時間、お疲れ様でした。

事務局：本日は、貴重な意見をありがとうございました。委員の方からいただいた意見を踏まえ計画に反映してまいりたいと思います。最後に、地域福祉計画の基本理念であります「全ての人に関心を持って、お互いに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現」に向けて今後とも取組んでまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。